

## 軽自動車税の減免区分表

### ★減免区分

車の所有者 (所有権留保の場合は使用者)	運転する人	減免区分
障がい者本人	障がい者本人	「本人運転の場合」
障がい者本人	生計同一の家族	「家族運転の場合等」
生計同一の家族	障がい者本人	「家族運転の場合等」
生計同一の家族	生計同一の家族	「家族運転の場合等」

※障がい者の方のみで構成される世帯に属する方が所有されている車を、その障がい者の方を常時介護している生計同一でない方が運転する場合は、「家族運転の場合等」の減免区分に該当します。

#### (1) 身体障害者手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分		障がいの級別		
		本人運転の場合	家族運転の場合等	
1	視覚障がい	視力	該当なし	1級から4級
		視野	2級及び3級	1級から3級
2	聴覚障がい		2級及び3級	2級及び3級
	平衡機能障がい		3級	3級
3	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい		3級	3級
4	上肢不自由		1級及び2級	1級及び2級
	下肢不自由		1級から6級	1級から4級
	体幹不自由		1級から3級、及び5級	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
移動機能		1級から6級	1級から4級	
5	心臓機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
	腎臓機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
	肝臓機能障がい		1級から3級	1級から3級
	呼吸器機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
	膀胱又は直腸機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
	小腸機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級	1級から3級	

(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方

…**本人運転の場合**及び**家族運転の場合等**いずれの場合も1級

(3) 戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	障がいの程度	
	<b>本人運転の場合</b>	<b>家族運転の場合等</b>
視覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい	特別項症から第2項症	特別項症から第2項症
上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下肢不自由	特別項症から第6項症及び第1款から第3款症	特別項症から第3項症
体幹不自由	特別項症から第6項症及び第1款から第3款症	特別項症から第4項症
心臓機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
肝機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
腎臓機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
呼吸器機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
膀胱又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
小腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

(4) 療育手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	障がいの程度	
	<b>本人運転の場合</b>	<b>家族運転の場合等</b>
知的障がい	A A1 A2 A3 及びB1	A A1 A2 A3 及びB1